三総第３５３号の２
平成３１年１月２３日

三田市波豆川地区
区長 [redacted] 様

三田市長　森　哲　男

波豆川区内における環境整備に係る要望について（回答）

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。
さて、平成３０年１１月１９日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 市道の整備について

(1) 未舗装市道の早期解消について

当地区の市道は、ほ場整備事業により拡幅していただき、順次アスファルト舗装をされましたが、まだ未舗装（中村・大磯）の市道があります。

近年の大雨や台風による破損が発生して、市の砕石支援で補修しております。

なお、本件については、治山事業の工事のため留保した経緯もありますが、早期の工事着工をお願いします。

また、舗装のひび割れや地盤沈下も散見されますので補修対応についてもお願いします。（道路河川課）

中村地区（市道芦原東谷線）および大磯地区（市道波豆川北線）の事業化につきましては、市内道路の損傷状況が高い路線から優先順位を付けたうえで順次取り組んでおりますので、ご理解の程お願い申しあげます。

(2) 拡幅・改良について

① 市道波豆川線（下前橋～宝塚市（西谷））

当区間の市道は、以前から宝塚・川西等への交通量の多い道路です。県道と交差する波豆川口では、過去に、一旦停止無視等による交通事故が発生しております。

平成27年度に一部拡幅されましたが、残りの区間は、ほ場整備事業計画で市道と２級河川「波豆川」の改修をあわせて施工する区間です。

また、昨年12月には新名神高速道路はスマートIC（宝塚北SA）設置による一部開通があり、今後の通行車両増加が心配されます。（交通事故・落石等の対策）（道路河川課）

道路用地の確保がされていない、下前橋下流圃場整備区域外の区間等につきましては、宝塚市道等の関連する事業の進捗状況を踏まえ事業化を検討してまいります。

② 市道波豆川線（波豆川バス停～大磯）

当区間は昨年の大雨・台風等の被害で側溝修理をしていただきましたが、大磯まで狭隘な道路であり、退避所の確保や落石止等の柵・側溝の対応をお願いします。（道路河川課）

当該区間は狭隘であり、車両の離合ができる待避所および落石対策の防護柵設置等の対策事業には用地確保が必要となりますが、現在用地買収を行う事は困難な状況でございます。そのため、平成29年度より蓋付き側溝整備を実施し少しでも道路の有効幅員の確保が図れるよう努力しています。来年度も継続していく予定ですので、工事へのご理解ご協力をお願い申しあげます。

2. 河川の改良整備について

(1) 豪雨等への対応

① 長阪川・東谷川の浚渫（道路河川課）

長阪川・東谷川の浚渫につきましては、堆積している土砂はありますが、河川の断面が著しく侵されておらず、流下能力が低下しておりませんので、経過観察していきます。

② 波豆川上流の改良（道路河川課）

波豆川上流の改良につきましては、護岸の状況を詳細に調査すると共に、降雨時の増水や護岸状況を確認したうえで、必要があれば有効な対策を検討してまいります。ご理解の程お願いいたします。

(2) 土砂災害特別警戒区域等指定地の民家対応

① 大船谷川上流の改良（危機管理課・道路河川課）

大船谷川流域に指定される土砂災害警戒区域につきましては、兵庫県により山腹崩壊や土石流の発生を防止するえん提の整備が完了しておりますが、土砂災害警戒区域は土地の勾配等、地形の形状をもとに指定されるため、対策工事が完了しても指定は解除されません。引き続き土砂災害発生に警戒を要する区域となりますので、避難情報が発令された場合、川の濁りや水位の低下、地鳴り等の前兆現象を確認された場合は、速やかに避難していただきますようお願い申し上げます。

また、大船谷川の最下流区間につきましては、今後、現地状況を確認しながら、必要があれば対応を検討してまいりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

② 土砂災害警戒区域の対応（危機管理課）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域につきましては、砂防法及び急傾斜地法に基づき砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等のハード対策を兵庫県が担い、土砂災害防止法に基づき土砂災害に関する周知、啓発や土砂災害警戒情報等、各種気象情報に基づく適切な避難情報の発令等による警戒避難のためのソフト対策を三田市が担っております。

このことから、三田市としましても、市内の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の対策工事事業化を兵庫県に要望しているところであり、貴区のご要望につきましては改めて兵庫県に申し入れを行いますが、事業採択には地域の合意形成が必要となりますので、土地所有者

等、関係者の皆さまでご相談をいただいた上、貴区からも兵庫県へ要望されることをご検討いただきますようお願い申し上げます。

なお、現在、三田市では、土砂災害特別警戒区域に位置する住宅の補強等にかかる費用の一部を補助する制度の整備を進めているところです。補助制度が整いましたらご案内いたしますので、あわせてご活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

3. 防犯灯の新規設置について

市道等で数か所の未設置がありますので早期に設置基準を提示願います。（危機管理課）

防犯灯の新規設置につきましては、今後、地域のご要望を踏まえながら、設置を進めたいと考えており、現在、新設のご要望をお受けしていく新たなルールをお示しするため、検討を進めているところです。平成31年3月を目途にご案内する予定ですので、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

4. 土砂災害特別警戒地域指定の対策について

区域指定後の対応等をお願いします。（危機管理課）

2. (2)②の回答のとおりです。

5. ため池等の改修整備について

(1) 土砂等流入ため池の浚渫（農村整備課）

土砂等流入ため池の浚渫につきましては、維持管理における対応のため、管理者での対応をお願い申し上げます。

(2) ため池（内田池等）管理道の補修（農村整備課）

ため池管理道につきましても、維持管理における対応のため、管理者での対応をお願い申し上げます。

(3) 豪雨等の被害対応について

① 谷川からの土砂除去の対応（浚渫）（農村整備課）

谷川において、大きな山腹崩壊箇所は見受けられず、土砂除去の対応につきましては、維持管理における対応として、管理者での対応をお願い申し上げます。

② 管理道路の修理（農村整備課）

管理道路の修繕につきましては、農業用施設であれば「市単独土地改良事業実施要綱」の規定に基づき、経費の５０％を三田市が負担できる場合があります。詳細につきましては、農村整備課に相談をお願い申し上げます。

③ 砂防ダムの浚渫対応（道路河川課）

砂防施設の管理は兵庫県となります。砂防ダムおよび砂防堰堤は、一般的に堤体内に土砂が貯留された後、河川の勾配が緩やかになり、流れる速さを抑えることで下流への被害を減らすことを想定しています。

6. **山林（保安林）管理道路の修理について**

(1) 大船山登山道の豪雨等被害対応（まちのブランド創造課）

大船山登山道整備業務委託については、登山者の利便性の観点から、高木の枝打ちや草刈り等をお願いしているところでございますが、大規模な災害時の現状復旧等については対応いたしかねます。ご理解賜りますようお願い申しあげます。

(2) 治山事業の被害対応（農村整備課）

治山事業につきましては、兵庫県六甲治山事務所より事業途中であるという報告を受けています。したがって、治山事業の被害対応につきましては、兵庫県六甲治山事務所に相談をお願い申し上げます。

7. **兵庫県にも県道・県河川について要望しておりますので、ご支援のほどよろしくお願い申しあげます。(道路河川課)**

貴地区内の県管理道路や河川及び砂防施設につきましては、機会があるごとに要望を行っておりますが、貴区におかれましても、兵庫県や三田警察署に対して働きかけをしていただくようお願いいたします。

お問い合わせ

経営管理部行政管理室総務課（TEL　５５９－５０３５）※

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらお問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。